

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

①現状分析

本市の中心市街地は、昭和18年の鳥取大震災、昭和27年の鳥取大火によって、壊滅的な被害を受けた。その後、177.2haにわたる土地区画整理事業により、まちの骨格が形成されたほか、全国初の防火建築帯の指定を受けた耐火建築物群は、現在も本市のメインストリートである若桜街道の街なみを形成している。

1期計画において、鳥取駅周辺地区では市道駅前太平線再生プロジェクトの一環として、市道駅前太平線空間整備事業、市道駅前太平線道路整備事業、市道駅前太平線修景事業を実施し、開閉式大型シェルターや芝生広場の整備を進めている。鳥取城跡周辺地区では、西町広場(緑地)整備により、来街者や居住者に憩いの場を提供し、隣接するわらべ館の賑わい創出にも寄与した。また、上町松並線(大工町工区)整備、片原駐車場整備を実施した。

これらの事業は、自動車による中心市街地への来街者の利便性向上、安心・安全な歩行環境の形成、良好な景観形成、憩い空間の形成、交流機会の増大等に着実に寄与してきている。

②市街地の整備改善の必要性

居住人口や歩行者通行量のさらなる増加を図るためには、様々な人にとって来訪しやすく、便利に暮らし、過ごすことができる環境づくりの一環として、道路や駅前広場など市街地(都市基盤)の整備やバリアフリー化の推進が必要である。

また、まち歩きを楽しむことができる仕組みや魅力の創出によって来訪者を増加させるとともに、来訪者の受け皿となる駐車場整備などの利便性向上により、人が集まりやすく回遊しやすい環境づくりが必要である。

このような状況を踏まえ、「市街地の整備改善のための事業」として以下の事業を基本計画に位置づける。

【新規】

市道山の手通り整備事業、鳥取駅南口交通広場整備事業、市道今町3号線道路整備事業
観光用駐車場整備事業、市道弥生橋通り整備事業、風紋広場トイレ整備事業

【継続】

公共サイン整備事業、市道駅前太平線空間整備事業、扇町駐車場(仮称)整備事業
市道扇幸町1号線整備事業

③フォローアップの考え方

計画期間の中間及び最終年度に進捗調査を実施し効果の実証を行うとともに、状況に応じて事業等の見直しや改善を図ることとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 鳥取駅南口交通広場整備事業</p> <p>[内容] 鳥取駅南口の交通広場の再整備</p> <p>[実施時期] H25～H26</p>	鳥取市	<p>環状道路が完成し、駅南の利便性が高まった中、タクシーと一般車の輻輳、観光バスの待機場の不備等、交通結節点の機能が不足している鳥取駅南口の交通広場を再整備することにより、来街者等の利便性の向上を図る。</p> <p>賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（鳥取駅周辺地区））と一体の関連社会資本整備事業</p> <p>[実施時期] H25～H26</p>	
<p>[事業名] 公共サイン整備事業</p> <p>[内容] 主要道路沿いに色彩やデザインに統一感のある案内・誘導サインを設置</p> <p>○実施時期 H26</p>	鳥取市	<p>主要道路沿いを中心に、色彩やデザインに統一感のある案内・誘導サインを設置することにより、来街者の利便性並びに回遊性の向上を図る。</p> <p>賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（鳥取駅周辺地区））</p> <p>[実施時期] H26</p>	
<p>[事業名] 市道駅前太平線空間整備事業</p> <p>[内容] 市道駅前太平線に全天候型広場を整備</p> <p>[実施時期] H23～H25</p>	鳥取市	<p>道路空間を再配分し、全天候型広場「市道駅前太平線賑わい空間（仮称）」を整備することにより、中心市街地の集客増を図るとともに、地域内外の交流促進を図る。</p> <p>賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（鳥取駅周辺地区））</p> <p>[実施時期] H23～H25</p>	

<p>[事業名] 市道扇幸町1号線整備事業</p> <p>[内容] 市道扇幸町1号線の道路の拡幅(2車線化)と歩道を新設</p> <p>[実施時期] H24～H25</p>	<p>鳥取市</p>	<p>狭隘な道路の拡幅(2車線化)と併せて歩道を新設することにより、歩行者の安全確保並びに利便性の向上を図る。</p> <p>街なか居住の推進、賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(鳥取駅周辺地区))と一体の関連社会資本整備事業</p> <p>[実施時期] H24～H25</p>	
<p>[事業名] 風紋広場トイレ整備事業</p> <p>[内容] 鳥取駅北口風紋広場に公衆トイレを新設</p> <p>[実施時期] H26～H27</p>	<p>鳥取市</p>	<p>まちの玄関口であるJR鳥取駅北口風紋広場に公衆トイレを整備することにより、来街者の利便性向上を図る。</p> <p>賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(鳥取駅周辺地区))と一体の関連社会資本整備事業</p> <p>[実施時期] H26</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 市道今町3号線道路整備事業</p> <p>[内容] 市道今町3号線を拡幅</p> <p>[実施時期] H23～H25</p>	<p>鳥取市</p>	<p>鳥取駅前太平線再生プロジェクト事業と連携し、市道今町3号線を拡幅することにより、現在の一方通行を双方向に改めることで、来街者の利便性の向上を図る。</p> <p>賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(道路事業)</p> <p>[実施時期] H23～H25</p>	

<p>[事業名] 市道弥生橋通り整備事業</p> <p>[内容] 市道弥生橋通りを、歩行者・自転車通行帯等の設置等により再整備</p> <p>[実施時期] H22～H30</p>	<p>鳥取市</p>	<p>国の自転車通行環境モデル地区に認定されている市道弥生橋通りを、歩行者・自転車通行帯等の設置等により再整備することにより、安心・安全な歩行環境の拡充を図る。</p> <p>街なか居住の推進、賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（道路事業）</p> <p>[実施時期] H22～H29</p>	
<p>[事業名] 市道山の手通り整備事業</p> <p>[内容] 鳥取城跡のお堀端道路（市道山の手通り）の再整備</p> <p>[実施時期] H23～H30</p>	<p>鳥取市</p>	<p>鳥取城跡のお堀端道路（市道山の手通り）を、車道・歩道の再配置、車道・歩道の美化、植栽撤去等により再整備することにより、観光地としての景観の向上を図る。</p> <p>街なか居住の推進、賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業（久松地区））</p> <p>[実施時期] H23～H29</p>	
<p>[事業名] 市道扇幸町1号線整備事業（再掲）</p> <p>[内容] 市道扇幸町1号線の道路の拡幅（2車線化）と歩道を新設</p> <p>[実施時期] H26～H29</p>	<p>鳥取市</p>	<p>狭隘な道路の拡幅（2車線化）と併せて歩道を新設することにより、歩行者の安全確保並びに利便性の向上を図る。</p> <p>街なか居住の推進、賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（道路事業）</p> <p>[実施時期] H26～H29</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

<p>[事業名] 観光用駐車場整備 事業</p> <p>[内容] 鳥取城跡周辺に観 光用駐車場を整備</p> <p>[実施時期] H26～H29</p>	<p>鳥取市</p>	<p>鳥取城跡周辺に不足している大型バス等 が駐車可能な観光用駐車場を整備すること により、城跡公園や仁風閣等を訪れる観光客 等の利便性の向上を図る。</p> <p>賑わいの創出という目標を達成するた めに必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] 扇町駐車場（仮称） 整備事業</p> <p>[内容] JR 鳥取駅周辺エリ アに公共駐車場を 整備</p> <p>[実施時期] H28～H30</p>	<p>鳥取市</p>	<p>まちの玄関口である JR 鳥取駅周辺エリア において公共駐車場を整備することにより、 周辺商業施設等への来訪者の利便性向上を 図る。</p> <p>賑わいの創出という目標を達成するた めに必要な事業である。</p>		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

①現状分析

中心市街地の高齢化率は平成24年3月末で、27.4%と鳥取市全体の23.3%に比較して高く、一部町内では、高齢化率が50%を超えており、少子高齢化時代の街なか居住の生活を支える都市福利施設の重要性が増している。本市の中心市街地には、総合医療施設として鳥取生協病院、鳥取赤十字病院、社会福祉施設として市中央保健センター（さざんか会館）や市障害者福祉センター（さわやか会館）、文化的な催しの場としてとりぎん文化会館（県民文化会館）、市民会館、福祉文化会館や市民交流ホール（パレットとっとり）などが立地しており、都市福利施設の機能は充実している。平成17年度には、旧ダイエービルを活用して市立中央図書館を整備し、現在、地域住民をはじめ市全域から年間40万人を超す利用があり、市民の生活に密着した施設となっている。

1期計画において、鳥取駅周辺地区では鳥取生協病院移転整備、健康福祉施設整備・運営事業（生協病院跡ビルのコンバージョン）を実施し、地域の医療・福祉機能が大きく向上している。鳥取城跡周辺地区では、にぎわい交流施設整備（鳥取産業会館移転）、ふれあいホール整備、鳥取市教育センター事業を実施し、交流機会の増大に寄与している。

これらの完了した事業は来街者の呼び込みと回遊性の向上に寄与している。中でも鳥取生協病院移転整備により総合医療機能が強化されたため、居住者、高齢者の都市福利機能が大きく向上している。

今後も少子高齢化の進行に備え、これらの都市福利施設の整備効果を継続するとともに、子育て支援も視野に入れたさらなる都市福利施設の機能の充実を図っていく必要がある。

②都市福利施設の整備の必要性

少子高齢化が進む中、高齢者等が健康で安心して生活するための医療施設、健康福祉施設の充実や、持続的なまちの発展（中心市街地活性化）のための子育て世代や若者など多様な住民が相互に交流する場所づくりが必要である。

このような状況を踏まえ、「都市福利施設の整備」として以下の事業を基本計画に位置づける。

【新規】

鳥取赤十字病院整備事業、医療看護専門学校設置・運営事業

【実施中事業（1期計画未掲載）】

街なか子育て支援事業

【継続】

ふれあいホール運営事業、パレットとっとり市民交流ホール運営事業

③フォローアップの考え方

計画期間の中間及び最終年度に進捗調査を実施し、効果の実証を行うとともに、状況に応じて事業等の見直しや改善を図ることとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] パレットとっとり 市民交流ホール運営事業</p> <p>[内容] 商業拠点施設内の多目的ホール運営</p> <p>[実施時期] H17～</p>	鳥取商工会議所	<p>商業拠点施設「パレットとっとり」内に併設した多目的ホールを運営することにより、中心市街地の集客増を図るとともに、市民団体等との協働事業により、市民活動の促進、並びに中心市街地への関心喚起を図る。</p> <p>賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] H19～</p>	
<p>[事業名] 鳥取赤十字病院整備事業</p> <p>[内容] 鳥取赤十字病院の建替整備</p> <p>[実施時期] H25～H30</p>	日本赤十字社	<p>中心市街地における総合的な医療機能を確保することにより、安心安全な生活環境を提供する。また、市全域から利用者が訪れる医療施設であり、鉄道・バス等の公共交通網が充実した中心市街地での整備は、都市福利施設としての整備効果が高いと判断される。</p> <p>街なか居住の推進という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金 (暮らし・にぎわい再生事業(尚徳町地区))</p> <p>[実施時期] H25～H30</p>	
<p>[事業名] 街なか子育て支援事業</p> <p>[内容] 空き店舗活用による、子どもたちの遊びの場や託児サービスの提供、各種教室の運営</p> <p>[実施時期] H22～</p>	鳥取本通商店街振興組合・(社)地域サポートネットワークとっとり	<p>空き店舗を活用し、子どもたちの遊びの場や託児サービスの提供、各種教室を運営することなどにより、中心市街地における子育て支援機能の充実、並びに新たな交流の促進を図る。</p> <p>街なか居住の推進、賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] H25～</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 医療看護専門学校設置・運営事業</p> <p>[内容] 看護師及びリハビリ専門職を養成する(仮称)鳥取市医療看護専門学校の設置・運営</p> <p>[実施時期] H25～</p>	<p>学校法人大阪滋慶学園</p>	<p>看護師及びリハビリ専門職を養成する医療看護専門学校の開校により、地域医療の維持・向上を図るとともに、若者の地元進学、地元定住を促進する。</p> <p>また、中心市街地における学校の開校により、学生・教職員による消費活動、公共交通機関の利用促進などの効果も期待できる。</p> <p>賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 医療提供体制施設整備交付金</p> <p>[実施時期] H25～H26</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] ふれあいホール運営事業</p> <p>[内容] ギャラリー、ラウンジ等を併設したホールの運営</p> <p>[実施時期] H20～</p>	<p>中国電力</p>	<p>ギャラリー、ラウンジ等を併設したホールを運営することにより、中心市街地の集客増を図るとともに、外壁面に設置された大型モニターによるイベント情報等の提供により、中心市街地に対する関心喚起を図る。</p> <p>賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。</p>		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

①現状分析

鳥取市の中心市街地の居住人口は昭和30年頃を境に減少傾向に転じ、核家族化などのライフスタイルの変化によって中心市街地から郊外部への人口流出が急速に進んだ。

1期計画では住宅市街地総合整備事業、民間集合住宅建設に取り組んだ。平成23年度の中心市街地人口は12,504人となっており、「民間集合住宅整備」の効果(平成19・20年度合わせて5棟343戸が完成)により平成18年以降は微増が続いていた居住人口は、物件の完売とともに微減となった。新規着工の動きもない状況であり、街なか居住の推進施策を強く進めない限り、今後は減少が予想される。

また、遷喬地区においては、鳥取大火後に建設された防火建築帯の建築物群をはじめ老朽化した建築物が多く見られるが、建物の構造や居住者の高齢化等によって建替えが進んでおらず、防災機能の面からも不安を抱えている住民が少なくない。

②居住環境向上のための事業等の必要性

第9次鳥取市総合計画に示されるコンパクトなまちづくり、鳥取市都市計画マスタープランがめざすコンパクトタウンへの転換のためには、街なか居住を推進し、居住人口を増加させることが必要である。

- ・家賃補助や利子補給等の事業により、街なか居住に関するインセンティブを設け、計画的に街なか居住人口を増加させることが必要である。
- ・老朽化した住居兼店舗の建替えのモデル事業を推進するため、「戎町地区防火建築帯共同建替」に対する支援を行い、街なかに継続して住み続けられる環境整備が必要である。
- ・実施中の定期借地・コーポラティブ方式による住宅供給モデル事業の手法を公開し、民間による継続的な住宅供給の新たな展開が必要である。

このような状況を踏まえ、「居住環境向上のための事業」として以下の事業を基本計画に位置づける。

【新規】

街なか居住者支援事業、既存ストック活用支援事業、街なか居住アドバイザー派遣事業、リノベーションまちづくり事業

【実施中事業(1期計画未掲載)】

住まいネットワーク事業、街なか居住体験施設運営事業、コーポラティブハウス普及支援事業、低未利用地住宅転換事業(定期借地権利用促進事業)

【継続】

UJIターン促進事業、戎町地区防火建築帯共同建替事業、まちづくり協議会運営事業

③フォローアップの考え方

計画期間の中間及び最終年度に進捗調査を実施し、効果の実証を行うとともに、状況に応じて事業等の見直しや改善を図ることとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 街なか居住者支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 街なか個人住宅取得資金利子補給事業 <p>[内容] 住宅取得資金に対する利子補給</p> <p>[実施時期] H25～</p>	鳥取市	<p>中心市街地の住宅取得のための支援を行うことにより、中心市街地への定住促進を図る。</p> <p>街なか居住の推進という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(尚徳町地区)と一体の効果促進事業)</p> <p>[実施時期] H25～</p>	
<p>[事業名] 既存ストック活用支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 空き家・空き床活用支援事業 街なか住宅セーフティネット活用支援事業 <p>[内容] 中心市街地の空き家の利活用や、国の事業を活用した住宅改修を行う場合の追加支援</p> <p>[実施時期] H25～</p>	鳥取市	<p>中心市街地の空き家の利活用や、国の事業を活用した住宅改修を行う場合の追加支援を行うことにより、空き家の解消と中心市街地への定住促進を図る。</p> <p>街なか居住の推進という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(尚徳町地区)と一体の効果促進事業)</p> <p>[実施時期] H25～</p>	
<p>[事業名] 戎町地区防火建築帯共同建替事業</p>	若桜街道戎町地区建	<p>地元の地権者を主体とする住居、店舗、福祉施設への共同建替えのプロジェクトを支援することにより、中心市街地からの居</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金</p>	

<p>[内容] 地元の地権者を主体とする住居、店舗、福祉施設への共同建替えのプロジェクトを支援</p> <p>[実施時期] H23～H31</p>	<p>設準備 組合</p>	<p>住人口の流出の防止、並びに中心市街地への定住促進を図る。</p> <p>街なか居住の推進という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>(優良建築物等整備事業)</p> <p>[実施時期] H23～H29</p>	
---	-------------------	---	---	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 住まいネットワーク事業</p> <p>[内容] 中心市街地の不動産情報の提供と遊休不動産の活用に向けた取り組みの推進</p> <p>[実施時期] H22～</p>	<p>鳥取市・鳥取県宅地建物取引業協会</p>	<p>中心市街地の不動産情報の提供を行うことにより、中心市街地における居住人口の増加、並びに中心市街地への関心喚起を図るとともに、遊休不動産の活用を推進することで、居住者や雇用を生み出し、安心して住み続けることのできる賑わいのある住環境を構築する。</p> <p>街なか居住の推進、賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金 (戎町地区優良建築物等整備事業と一体の効果促進事業)</p> <p>[実施時期] H22～</p>	
<p>[事業名] コーポラティブハウス普及支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーポラティブ住宅整備促進事業 ・コーディネーター料支援事業 <p>[内容] コーポラティブ住宅を建築する場合に、共用部分に係る整備費や事業調整・推進のために必要な経費を助成</p> <p>[実施時期] H23～H26</p>	<p>鳥取市</p>	<p>コーポラティブ住宅を建設しようとする場合において、共用部分に係る整備費や事業調整・推進のために必要な経費を助成することにより、中心市街地への定住促進を図る。</p> <p>街なか居住の推進という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金 (戎町地区優良建築物等整備事業と一体の効果促進事業)</p> <p>[実施時期] H23～H26</p>	

<p>[事業名] 低未利用地住宅転換事業（定期借地権利用促進事業）</p> <p>[内容] 低未利用地を定期借地権付き住宅用地に転換する土地所有者に対し、固定資産税相当額を助成</p> <p>[実施時期] H23～H26</p>	<p>鳥取市</p>	<p>月極駐車場等の低未利用地を定期借地権付き住宅用地に転換する土地所有者に対し、固定資産税相当額を免除することにより、宅地への転換促進を図る。</p> <p>街なか居住の推進という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（戎町地区優良建築物等整備事業と一体の効果促進事業）</p> <p>[実施時期] H23～H26</p>
<p>[事業名] U J I ターン促進事業</p> <p>[内容] 市外からの定住希望者に対する情報提供や住宅改修助成等の支援</p> <p>[実施時期] H18～</p>	<p>鳥取市</p>	<p>市外からの定住希望者に対する情報提供や住宅改修助成等の支援を行うことにより、中心市街地における居住人口の増加、並びに中心市街地への関心喚起を図る。</p> <p>街なか居住の推進という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業（公営住宅ストック改善事業）と一体の効果促進事業）</p> <p>[実施時期] H18～H26</p>
<p>[事業名] 街なか居住アドバイザー派遣事業</p> <p>[内容] コーポラティブ方式の活用、共同建替え・改修、遊休不動産利活用等を行う者に対し、アドバイザーを派遣</p> <p>[実施時期] H26～</p>	<p>鳥取市</p>	<p>コーポラティブ方式及び定期借地権方式の活用、共同建替え・改修、遊休不動産の有効活用、その他低未利用地を宅地に転換しようとする者等に対し、ノウハウを持つアドバイザーを派遣し、円滑な事業推進を図る。</p> <p>街なか居住の推進、賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（戎町地区優良建築物等整備事業と一体の効果促進事業）</p> <p>[実施時期] H26～</p>

<p>[事業名] リノベーションまちづくり事業</p> <p>[内容] リノベーション手法による遊休不動産の再生</p> <p>[実施時期] H28～</p>	<p>鳥取市</p>	<p>事業者や民間まちづくり会社の育成、遊休不動産所有者への啓発などを通じて、民間自立型での遊休不動産の利活用を進め、居住や働く場の創出につなげる。</p> <p>街なか居住の推進、賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 地方創生加速化交付金</p> <p>[実施時期] H28</p>	
---	------------	---	--	--

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] まちづくり協議会運営事業</p> <p>[内容] まちづくり協議会の運営</p> <p>[実施時期] H22～</p>	<p>各地区まちづくり協議会</p>	<p>住民が主体となって地域課題の解決や住みやすい地域の実現に向けて取り組むことにより、中心市街地からの居住人口流出防止、並びに中心市街地への定住促進を図る。</p> <p>街なか居住の推進という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] 街なか居住体験施設運営事業</p> <p>[内容] 街なか居住体験施設の運営</p> <p>[実施時期] H23～</p>	<p>(株) ケイテイー</p>	<p>利便性の高い中心市街地での日常生活を実際に体験してもらうことにより、中心市街地への定住促進を図る。</p> <p>街なか居住の推進という目標を達成するために必要な事業である。</p>		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

①現状分析

本市は、中心市街地の商店街とJR鳥取駅付近の大型店舗により商業拠点を形成してきた。しかし、モータリゼーション（車社会化）の進展やライフスタイルの変化により、郊外部への大型集客施設の立地、ロードサイド店（幹線道路沿線の店舗）の進出が相次ぎ、中心市街地の経済活動は衰退していった。本市全体の商店数や小売販売額は、郊外型大型集客施設の立地により平成9年に一時的に増加したがその後は減少傾向にある。

1期計画においては、鳥取駅周辺地区、鳥取城跡周辺地区、及び中心市街地全体で73事業に取り組み、平成24年度末の見込みでは、31事業が完了、39事業が実施中、3事業が未着手の状況である。

パレットとっとりが年間約60万人、五臓圓ビルが約3万4千人（薬局を除く）の入館者を数え来街者の呼び込みに寄与している。また、新規開業に対する支援により空き店舗のシャッターが開き、再び店舗となることにより良好な景観が付加されてきた。さらに、新たな商業拠点等ができることで、新たな交流機会が創出されるなど、中心市街地に対する関心喚起や中心市街地の魅力向上につながっている。

しかし、空き店舗数については、平成19年に55店舗であったものが平成24年には66店舗と増加しており、結果的に空き店舗数の減少に至っていない。廃業の要因としては、業績不振、経営者の高齢化、後継者の不在といったものが多いようである。なお、空き店舗ごとの動きをみると、新規開業したもののその後業績不振による廃業や郊外への移転により再び空き店舗となるケースや、計画策定時から現在までの5年間空き店舗のままとなっているケースもある。また、商店街エリアごとの状況では、新鳥取駅前地区商店街の空き店舗数が24店舗と最も多く、本市の玄関口である鳥取駅周辺の深刻な状況がうかがえる。

②商業の活性化の必要性

中心市街地の商業機能は、地域住民の生活を支えるだけでなく、来訪者の増加、中心市街地の賑わい創出、歩行者通行量の増加につながる。

- ・郊外部の大型店舗にはない個性的で魅力ある個店や、商店街の提供するサービスにより差別化を図るためには、空き店舗の活用事業などを通じ、民間の創意工夫による活性化の取り組みによる、まちの魅力向上が必要である。
- ・中心市街地商店街エリアの出店環境としての魅力を高めるためには、新規出店者の呼び込みによる新規出店数の増加が必要である。

このような状況を踏まえ、「商業の活性化のための事業」として以下の事業を基本計画に位置づける。

【新規】

若桜街なか生活利便拠点整備事業、市道駅前太平線賑わい空間活用事業、駅前サンロード活性化事業、駅南賑わい創出空間事業、街なか観光拠点整備事業、学生街なか拠点整備事業、植物工場を核とする空き店舗等活用型鳥取モデル事業、鳥取市中心市街地活性化協議会タウンマネージャー設置事業、リノベーションまちづくり事業

【実施中事業(1期計画未掲載)】

若桜街道商店街活性化事業、鳥取本通商店街活性化事業、鳥取民藝美術館運営事業、街なか情報発信事業、コンベンション誘致・支援事業、商店街アーケードLED照明導入促進事業、鳥取まちおこし隊活動支援事業、川端界限活性化事業

【継続】

パレットとっとり運営事業、空き店舗対策事業、新規創業・開業支援事業、鳥取市商業振興補助事業、チャレンジショップ事業、大型イベント開催事業、智頭街道商店街活性化事業、五臓圓ビル運営事業、中心市街地活性化イベント支援事業、因幡の手づくりまつり、文化観光施設等運営事業、鳥取城跡大手登城路復元整備事業、観光ボランティアガイド、袋川環境整備事業

③フォローアップの考え方

計画期間の中間及び最終年度に進捗調査を実施し、効果の実証を行うとともに、状況に応じて事業等の見直しや改善を図ることとする。

[2] 具体的事業等の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業等

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 空き店舗対策事業</p> <p>[内容] 空き店舗を活用した新規開業に対する支援</p> <p>[実施時期] H13～</p>	鳥取市	<p>空き店舗を活用した新規開業に対する支援を行うことにより、空き店舗の解消と中心市街地の集客増を図るとともに、商店のシャッターが開くことによる景観向上を図る。また、空き店舗情報も公開する。</p> <p>賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] H19～</p>	
<p>[事業名] 新規創業・開業支援事業</p> <p>[内容] 低利の融資制度や、事務所開設に必要な経費に対する補助等、新規創業や開業に対する支援</p>	鳥取市	<p>低利の融資制度や、事務所開設に必要な経費に対する補助等、新規創業や開業に対する支援を行うことにより、中心市街地における「働く場所」の拡充を図る。</p> <p>賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] H19～</p>	

<p>[実施時期] H13～</p>				
<p>[事業名] 鳥取市商業振興補助事業 [内容] 商店街の環境整備や販売促進活動等に対する支援 [実施時期] H13～</p>	<p>鳥取市</p>	<p>商店街の環境整備や販売促進活動等に対する支援を行うことにより、中心市街地の集客増、並びに中心市街地への関心喚起を図る。 賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] H19～</p>	
<p>[事業名] チャレンジショップ事業 [内容] 空き店舗を活用した新規商業者に対する支援 [実施時期] H16～</p>	<p>鳥取市・鳥取商工会議所</p>	<p>空き店舗を活用し、新規商業者に対する支援を行うことにより、空き店舗の解消、並びに地元商業者の育成を図るとともに、不足業種かつ魅力的な店舗を加えることにより、中心市街地の魅力向上を図る。 賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] H19～</p>	
<p>[事業名] 大型イベント開催事業 ・鳥取しゃんしゃん祭 ・花と木のまつり ・桜まつり ・お城まつり ・土曜日 [内容] 年間を通じて定期的に大型イベントを開催 [実施時期] S40～</p>	<p>各実行委員会・鳥取商店街連合会</p>	<p>本市における最大規模のイベントである「鳥取しゃんしゃん祭」をはじめ、年間を通じて定期的に大型イベントを開催することにより、中心市街地への来街機会の提供、並びに集客増を図る。 賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] H19～</p>	

<p>[事業名] 中心市街地活性化イベント支援事業</p> <p>[内容] 中心市街地内で開催されるイベント等に対する支援</p> <p>[実施時期] H19～</p>	<p>鳥取市・鳥取市中心市街地活性化協議会</p>	<p>中心市街地内で開催されるイベント等に対する支援を行うことにより、中心市街地の集客増、及び中心市街地に対する関心喚起を図るとともに、事業の企画立案から調整、実施等を通じた人材育成を図る。</p> <p>賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] H19～</p>	
<p>[事業名] 市道駅前太平線賑わい空間活用事業</p> <p>[内容] 「市道駅前太平線賑わい空間」を活用したイベント等を開催</p> <p>[実施時期] H25～</p>	<p>新鳥取駅前地区商店街振興組合</p>	<p>道路空間の再配分により整備された全天候型広場「市道駅前太平線賑わい空間」を活用したイベント等を開催することにより、中心市街地の集客増を図るとともに、地域内外の交流促進を図る。</p> <p>賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] H25～</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 鳥取市中心市街地活性化協議会タウンマネージャー設置事業</p> <p>[内容] 中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進を図るためタウンマネージャーを設置する。</p> <p>[実施時期] H27～</p>	<p>一般財団法人鳥取開発公社・鳥取市中心市街地活性化協議会</p>	<p>専門的な知見やノウハウを持ったタウンマネージャーを設置することで、中心市街地の地域資源の活用による多様な人々が集まるための魅力向上、新たな商業機能の強化、安心して快適に住み続けられる環境の充実に努めていく。</p> <p>賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 中心市街地再興戦略事業費補助金（専門人材活用支援事業）</p> <p>[実施時期] H27</p> <p>[支援措置] 地域・まちなか商業活性化支援事業（中心市街地再興戦略事業）のうち</p>	

			専門人材活用支援事業 [実施時期] H28	
--	--	--	-----------------------------	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 鳥取城跡大手登城路復元整備事業 [内容] 国指定史跡である鳥取城跡の石垣、櫓門等を復元整備 [実施時期] H19～H30	鳥取市	平成17年度に策定した「史跡鳥取城跡附太閤ケ平保存整備基本計画」に基づき、国指定史跡である鳥取城跡の石垣、櫓門等を復元整備することにより、市民の憩いの場として、また観光資源としての魅力向上を図る。 賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 国宝重要文化財等保存整備費(文化財保護事業費) [実施時期] H19～H30	
[事業名] リノベーションまちづくり事業(再掲) [内容] リノベーション手法による遊休不動産の再生 [実施時期] H28～	鳥取市	事業者や民間まちづくり会社の育成、遊休不動産所有者への啓発などを通じて、民間自立型での遊休不動産の利活用を進め、居住や働く場の創出につなげる。 街なか居住の推進、賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 地方創生加速化交付金 [実施時期] H28	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 若桜街なか生活利便拠点整備事業 [内容] 「戎町地区防火建築帯共同建替事業」	若桜街道戎町地区建設準備組合	老朽化した店舗兼住宅を建替える「戎町地区防火建築帯共同建替事業」に併せ、1階に新たな商業スペースを整備することにより、商店街の集客増並びに新たな交流促進を図る。 賑わいの創出という目標を達成するため		

業」に併せ、1階に新たな商業スペースを整備 [実施時期] H31		に必要な事業である。		
[事業名] 駅前サンロード活性化事業 [内容] アーケードの改修による照度の改善、空き店舗の活用による休憩スペース等の整備、朝市等のイベント開催等 [実施時期] H25～	新鳥取駅前地区商店街振興組合	老朽化したアーケードの改修による照度の改善、空き店舗の活用による休憩スペース等の整備、朝市等のイベント開催等により、中心市街地の集客増並びに交流促進を図る。 賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。		
[事業名] 駅南賑わい創出空間事業 [内容] 駅南の低未利用地に新たな商業施設を整備 [実施時期] H26～	民間事業者等	平面駐車場として利用されている低未利用地に新たな商業施設を整備することにより、駅周辺における賑わい創出並びに南北の回遊性の向上を図る。 賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。		
[事業名] 街なか観光拠点整備事業 [内容] 鳥取城跡周辺に休憩施設等を整備 [実施時期] H27～H29	鳥取市	鳥取城跡を訪れる観光客等が利用できる休憩施設等を整備することにより、観光スポットとしての鳥取城跡周辺の魅力向上を図る。 賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。		
[事業名] 学生街なか拠点整備事業 [内容] 地元大学生等を中心とする若者の活動拠点を整備	鳥取市	地元大学生等を中心とする若者の活動拠点を整備することにより、若者のまちづくりへの参画や賑わいの創出、新たな交流促進を図る。 賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。		

[実施時期] H25～				
[事業名] 若桜街道商店街活性化事業 [内容] 空き店舗活用によるテナント誘導、イベント開催等 [実施時期] H23～	若桜街道商店街振興組合	平成23年度に整備した拠点施設「こむ・わかさ」の運営を中心に、空き店舗活用によるテナント誘導、アーケード整備等による通り環境の改善、イベント開催等を行うことにより、生活関連商業の充実並びに中心市街地の集客増を図るとともに、地域内外の交流促進を図る。 賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。		
[事業名] 鳥取本通商店街活性化事業 [内容] 空き店舗活用によるテナント誘導、イベント開催等 [実施時期] H25～	鳥取本通商店街振興組合	空き店舗活用によるテナント誘導、アーケード整備等による通り環境の改善、及びイベント開催等を行うことにより、不足業種の充実や中心市街地の集客増、並びに交流促進を図る。 賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。		
[事業名] 鳥取民藝美術館運営事業 [内容] 国登録文化財である鳥取民藝美術館を活用し、地元の文化である「民藝」を積極的に発信 [実施時期] H25～	(財)鳥取民藝美術館	国登録文化財である鳥取民藝美術館を活用し、地元の文化である「民藝」を積極的に発信していくことにより、観光客を中心とする中心市街地の集客増を図るとともに、旧吉田医院の利活用についても検討する。 賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。		
[事業名] 街なか情報発信事業 [内容] 中心市街地に関する情報を情報誌等で発信 [実施時期] H22～	鳥取市・鳥取市中心市街地活性化協議会	中心市街地に関する情報を掲載した情報誌や、中心市街地のスポット等の情報を掲載した「ガイドマップ」の発行、インターネットを活用した情報提供等により、来街者の利便性の向上を図るとともに、中心市街地への関心喚起を図る。 賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。		
[事業名]	鳥取市	本市で開催が決定したコンベンションの		

<p>コンベンション誘致・支援事業 [内容] コンベンション開催経費等に対する支援 [実施時期] H7～</p>		<p>主催者に対し、助成金を交付（助成対象のみ）することにより、本市へのコンベンション誘致による観光振興を図る。 賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] 商店街アーケードLED照明導入促進事業 [内容] 中心市街地商店街のアーケード照明のLED化を促進 [実施時期] H24～</p>	鳥取市	<p>中心市街地商店街のアーケード照明のLED化を促進することにより、「環境にやさしいクリーンな街なか」を発信していくことで、環境負荷の低減と安全・安心な歩行環境の拡充を図る。 賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] 鳥取まちおこし隊活動支援事業 [内容] 中心市街地活性化に寄与するまちづくり活動等に係る経費を助成 [実施時期] H21～</p>	鳥取商工会議所	<p>中心市街地活性化に寄与するまちづくり活動等に係る経費を助成することにより、中心市街地活性化の継続的な賑わい創出や、それらの事業を実施する担い手となる団体の育成を図る。 街なか居住の推進という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] パレットとっとり運営事業 [内容] 生鮮食料品等の日常生活関連業種が入居する商業施設の運営 [実施時期] H17～</p>	鳥取本通商店街振興組合	<p>生鮮食料品等の日常生活関連業種が入居する商業施設「パレットとっとり」を運営することにより、中心市街地の集客増並びに来街者や居住者の利便性の向上を図る。 街なか居住の推進、賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] 智頭街道商店街活性化事業</p>	街づくり株式会社	<p>空き店舗活用によるテナント誘導、及びイベント開催等を行うことにより、中心市街地の集客増を図るとともに、地域内外の</p>		

<p>[内容] 空き店舗活用によるテナント誘導、及びイベント開催等</p> <p>[実施時期] H23～</p>	<p>ちろく・智頭街道商店街振興組合</p>	<p>交流促進を図る。 賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] 五臓圓ビル運営事業</p> <p>[内容] 五臓圓ビルを活用した文化・芸術イベント等を開催</p> <p>[実施時期] H23～</p>	<p>街づくり株式会社 ちろく</p>	<p>智頭街道商店街エリアにおける活性化拠点施設である「五臓圓ビル(国登録文化財)」を活用した文化・芸術イベント等を開催することにより、中心市街地の集客増、並びに交流促進を図る。 賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] 因幡の手づくりまつり</p> <p>[内容] 商店街アーケードを活用し、地元大学等との連携によるものづくりをテーマにしたイベントを実施</p> <p>[実施時期] H9～</p>	<p>鳥取大学・鳥取環境大学・鳥取短期大学・智頭街道商店街振興組合</p>	<p>商店街アーケードを活用し、地元大学等との連携によるものづくりをテーマにしたイベントを実施することにより、中心市街地の集客増を図るとともに、小学生や大学生を中心とする次世代を含めた地域内外の交流促進を図る。 賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] 文化観光施設等運営事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高砂屋(城下町とっとり交流館)運営事業 ・仁風閣運営事業 ・わらべ館運営事業 <p>[内容] 中心市街地の文化観光施設等において、それぞれの特</p>	<p>(財)鳥取市文化財団・(財)鳥取童謡・おもちゃ館</p>	<p>中心市街地に立地する文化観光施設等において、それぞれの特性を活かしたイベント等を開催することにより、中心市街地の集客増を図るとともに、施設間の連携により、来街者の回遊性の向上や滞在時間の延長を図る。 賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。</p>		

性を活かしたイベント等を開催 [実施時期] S51～				
[事業名] 観光ボランティアガイド事業 [内容] 民間ボランティアガイドが地元の歴史、文化、名所等を紹介 [実施時期] H18～	鳥取市・観光ボランティアガイド友の会	民間ボランティアガイドが地元の歴史、文化、名所等を紹介することにより、来街者の回遊性の向上や滞在時間の延長を図る。 賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。		
[事業名] 袋川環境整備事業 [内容] 「袋川」の清掃活動やイベント等を実施 [実施時期] H15～	袋川をはぐくむ会	中心市街地の代表的な自然である「袋川」の清掃活動やイベント等を実施することにより、来街者や居住者にとって良好な環境整備を図る。 賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。		
[事業名] 植物工場を核とする空き店舗等活用型鳥取モデル事業 [内容] 空き店舗を活用した植物工場を設置するモデル事業 [実施時期] H24～H26	鳥取市雇用創造協議会	中心市街地の空き店舗を活用した植物工場を設置し、栽培技術開発や採算性の取れる植物工場マネジメントシステムの確立、並びに雇用創出をめざす。 賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。		
[事業名] 川端界限活性化事業 [内容] 空き店舗活用によるテナント誘導やイベント開催、相談業務等による住民生活のサポート	川端界限活性化協議会・川一アーケード管理組合	空き店舗活用によるテナント誘導、老朽化したアーケード撤去等による通り環境の改善、イベント開催に加え、相談業務等による住民生活のサポートを行うことにより、居住者の利便性向上、並びに交流促進を図る。 賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。		

[実施時期] H21～				
----------------	--	--	--	--

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

①現状分析

県東部地区における路線バスの利用者は、ピーク時の昭和40年頃には、年間延べ4,000万人を超えていたが、モータリゼーションの進展や少子高齢化に伴う通学生の減少などにより路線バス利用者は著しく減少している。中心市街地と郊外地域との連携や、都市機能の集積などのコンパクトタウンの効果を市全域に波及させるためには、市町村合併により広域化したバス路線などの公共交通体系の見直しにより、中心市街地と周辺・郊外地域とのアクセスを強化することが重要な課題となっている。

1期計画では街なか交通実験、100円循環バス「くる梨」運行事業、レンタサイクルステーション整備、市営駐輪場運営事業を実施した。「くる梨」の利用客数が年間30万人に達したほか、レンタサイクル利用台数は一カ月当たり概ね100台、駐輪場利用台数は一日当たり概ね1,000台を数え、中心市街地における回遊性向上、来街者及び居住者の利便性向上に寄与している。

今後は、レンタサイクルステーションの増設、循環バス路線の増設等と併せ、県外客向けの新たな2次交通の導入検討など、さらなる交通の充実に取り組むことが必要である。

また、平成24年度末の鳥取自動車道の全通に伴い、関西・山陽方面からの自動車利用者数が増加することが予想され、その効果を最大限に活かす総合的な交通体系の確立も課題である。

②公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

少子高齢化や環境問題等の社会状況に対応し、歩行者通行量の増加を図るためには、歩いて暮らすことが可能なまちづくりを基本とした、中心市街地へのアクセス及び回遊性の向上が必要である。

- ・循環バス、レンタサイクルなどによる自動車に頼らない交通体系の構築のために、レンタサイクルステーションの増設、循環バス路線の増設、歩行の際の休憩施設設置等が必要である。

このような状況を踏まえ、鳥取市では、「公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進」として以下の事業を基本計画に位置づける。

【新規】

EV（電気自動車）シェアリング事業、市道駅前太平線賑わい空間活用事業

【継続】

100円循環バス「くる梨」運行事業、レンタサイクルステーション整備事業、市営駐輪場運営事業

③フォローアップの考え方

計画期間の中間及び最終年度に進捗調査を実施し、効果の実証を行うとともに、状況に応じて事業等の見直しや改善を図ることとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 市道駅前太平線賑わい空間活用事業 (再掲) [内容] 「市道駅前太平線賑わい空間」を活用した休憩施設の設置 [実施時期] H25～29	新鳥取駅前地区商店街振興組合	道路空間の再配分により整備された全天候型の歩道空間に椅子、テーブル等の休憩施設を設置し、歩行者にとって憩いやすい滞在空間を設けることで、回遊の際の利便性向上や、沿道店舗の集客促進を図る。 賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 道路占用の特例 [実施時期] H27～29	

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] EV（電気自動車）シェアリング事業 [内容] 中心市街地におけるEV（電気自動車）を活用したカーシェアリング事業 [実施時期]	智頭石油(株)	産学官が連携し、中心市街地におけるEV（電気自動車）を活用したカーシェアリング事業を展開することにより、環境負荷の低減とともに、来街者及び居住者の利便性の向上を図る。 街なか居住の推進、賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。		

H25～				
<p>[事業名] 100円循環バス「くる梨」運行事業</p> <p>[内容] 中心市街地における100円循環バスの運行</p> <p>[実施時期] H14～</p>	鳥取市	<p>中心市街地における公共交通不便地域の解消と公共施設利用者の利便性向上のために循環バスを運行している。平成25年度から、新規に1路線を増設するとともに、電子マネーによる運賃の支払いを可能とすることにより、さらなる来街者及び居住者の利便性の向上を図る。</p> <p>街なか居住の推進、賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] レンタサイクルステーション整備事業</p> <p>[内容] 複数のレンタサイクルステーションを整備</p> <p>[実施時期] H13～</p>	鳥取市	<p>市内に複数のレンタサイクルステーションを整備することにより、自転車利用の促進による環境負荷の低減、並びに来街者や居住者の利便性の向上を図る。</p> <p>街なか居住の推進、賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] 市営駐輪場運営事業</p> <p>[内容] 鳥取駅高架下の自転車駐車を運営</p> <p>[実施時期] S60～</p>	鳥取市	<p>鳥取駅高架下の自転車駐車を運営することにより、来街者及び居住者の利便性の向上を図るとともに、歩道内における自転車の駐輪を抑制することにより、歩行者の安全確保を図る。</p> <p>街なか居住の推進、賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。</p>		

